

■ベトナムで開催された少年司法についての国際経験に関する国際ワークショップ（INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE）に参加しました（令和3年11月29日）

ベトナム最高人民裁判所と独立行政法人国際協力機構（JICA）の共催で、令和3年11月29日（月）、少年司法についての国際経験に関する国際ワークショップ（INTERNATIONAL EXPERIENCES OF JUVENILE JUSTICE）が開催されました。

本ワークショップは、JICAプロジェクトの活動の一環として実施されたものであり、ベトナムにおいては、現在、未成年者の司法手続に関する法律を制定する準備をしているところ、諸外国における未成年者に係る司法制度について様々な制度設計を検討するためのものです。ベトナム現地からは、JICAプロジェクトの枝川充志専門家が、日本からは、当部の内藤晋太郎部長をはじめベトナム担当教官・専門官らが参加しました。



【枝川専門家によるオープニングリマークス】

ベトナムからは、現在の未成年者の司法手続に関する法律のドラフトの概要等について紹介され、国際経験については、UNICEFベトナムの専門家やアメリカロサンゼルス検察官等から、子どもの権利保護や少年に対する矯正教育についての説明がありました。日

本からは、当部の黒木宏太教官が、日本の少年司法に関し、主に家庭裁判所と家庭裁判所調査官の制度について、説明しました。本ワークショップでは、各国の経験を踏まえて、活発な議論がされました。

当部としては、今後も、ベトナムの法整備支援に尽力していきたいと思えます。



【ワークショップの様子】



【会場の様子（両写真のパワーポイントは黒木教官による説明時のもの）】